

2011年5月11日

富山県知事 石井 隆一 様

原子力政策の見直しを求める富山行動実行委員会
世話人 宮崎さゆり

[賛同団体]

I 女性会議富山県本部
命のネットワーク・呉西
いらんちゃ原発・富山
真宗大谷派反原発の会・富山
高岡くらしの会
富山県平和運動センター
日本消費者連盟・富山グループ
反原発市民の会・富山
平和をつくる富山県連絡会
まわれ水車の会 (50音順)

要 望 書

富山県行政でのご活躍、さらに最近の福島被災地訪問の報を耳にして、私たちは日頃から国民・県民の福祉のためにご尽力くださっていることを喜び、感謝いたします。

さて、今回提出する「要望書」は、以下の4点の立場にある貴方に私たちの声を早急に届けることが必要と考えるに至り、「原子力政策の見直しを求める富山行動実行委員会」が意見をまとめ、上記の団体の賛同を得ました。

お読みいただき5月25日まで書面にて回答いただければ幸甚です。

1. 富山県民の代表として国政に意見を届けることのできる知事職にあるという立場
2. 富山県が北陸電力(株)の大株主であるという立場
3. 富山県民の生命・暮らしを守るという立場
4. 全国知事会に参加できるという立場

要 望(その1)

3月11日の大地震・津波の天災から2ヵ月経ちましたが、福島第一原子力発電所における大惨事は未だ収束の見通しも無く、最悪の場合には水蒸気爆発さえも懸念さ

れる状態にあります。今後どれだけの量の放射能が世界中に飛散するかわからない状況において、私たち富山県民も例外なく、見えない放射能の不安から逃れることのできない現実に向き合っております。

さらに、3月11日以降、大きな余震が多発しており、再び日本のどこかで大規模地震が起こることも想定されております。地震国と言われている日本が、予測不可能な地震の活動期に突入していることは周知の事実であります。

今後「想定外」などという言い訳は通用せず、地震によって原子力発電所の大事故を再び引き起こしてはなりません。この祈りにも似た強い決意は、県民の生命と健康と財産を守る責任がある知事職に就いておられる貴方にも共有していただけるものと信じております。

地震大国の日本に原子力発電所は危険すぎます。中部電力の浜岡原子力発電所は総理大臣の決断によって停止されることになりましたが、私たちは他の日本の全ての原子力発電所も停止させ、廃炉に向けての安全対策が取られるべきと考えます。

自然災害のみならず、近隣諸国への脅威となる核兵器級純粋プルトニウムの素である原子炉級プルトニウムを産出する商用原子炉は、国際社会的にも百害あって一利なしの代物であります。

それ故に、富山県民の生命と健康と財産を守るため、日本の国土と経済を守るため、今、最も必要な危機管理として、富山県知事の立場から菅総理大臣に対して、即刻、日本の全ての原子力発電所の停止を命ぜられるよう求めて下さい。日本の沿岸地域に点在する全ての原子力発電所が停止・廃炉になっても、火力発電・水力発電・自家発電という発電設備によって、需要を上回る十分な電力供給量が用意されています。時間はかかりますが安全に廃炉となったあかつきには、ロシアンルーレットのような恐怖と不安から解放された人々の喜びが国内に満ちあふれることでしょう。

そして又、今まだ福島原子力発電所事故の多くの情報が国民に隠されております。速やかに全ての情報を国民に伝えるよう、菅政権に対して求めて下さい。

要 望(その2)

富山県に本社がある北陸電力(株)は、石川県志賀町に2基の原子炉をもっています。現在、その2基の原子炉が停止中であることは、近隣県下の住民および北陸電力の役員の方々に、少なからずの安堵をもたらしているものと思います。しかしながら、原子炉はたとえ停止していても、福島第一原子力発電所4号炉のように、何かあれば巨大なエネルギーに復活してコントロールができなくなります。私たちは自らの生命と健康と財産を一企業「北陸電力」に預けてはいません。

富山県はその危ない原子炉2基を擁する北陸電力の大株主です。もし志賀原子力発電所で何かがあれば、筆頭株主としての社会的責任は払拭することはできないでしょう。現在進行中の福島での大惨事、さらにスリーマイル、チェルノブイリを例にあげる

までもなく、ひとたび大事故が起こればその損害は甚大です。それ故に、筆頭株主の立場から北陸電力に原子力発電事業からの撤退、志賀の原子炉の永久停止と廃炉、再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、波力、地熱、バイオマス等)を基にした電力供給体制への転換を要求して下さい。

要 望(その3)

今後の原子力災害に対する、きちんとした原子力防災対策を県民に提示し、「避難計画」の立案と「避難訓練」の実施を早急にしていただきたい。また、収束の見通しがたたない放射能の飛散が続いている現状から、放射性ヨウ素の取り込みを防ぎ甲状腺障害から身を守るために富山県民に対しヨウ素剤の配布をして下さい。その際にはヨウ素剤服用にあたっての副作用についても注意喚起を広報していただきたい。

また、放射性物質の飛散予報情報を花粉情報のように毎日出して知らせて下さい。さらに、土地、水、海、野菜、魚などに関する放射能情報も速やかに県民に知らせる体制を整えていただきたい。そのためにも、放射能を感知するモニタリングポストの増設、およびモニタリングに市民が参加し、官民協働で実施することを希望します。

要 望(その4)

現在、国は福島県の子どもに「年に 20 ミリシーベルト」の被爆を強要する非人道的な決断をおこないました。「年に 20 ミリシーベルト」とは、屋外で 3.8 マイクロシーベルト／時に相当すると政府は示していますが、これは労働基準法で 18 歳未満の作業を禁止している「放射線管理区域」(0.6 マイクロシーベルト／時以上)の約6倍に相当する線量を子どもに強要するものです。私たちはこの決定に怒りを禁じえません。

先の世界大戦時には、大勢の子どもたちが各地に疎開してその生命を養い、次の世代に生命を引き継ぐことができました。放射線への感受性が高い子どもたちが、5 年後、10 年後と年を重ねるにつれて、どのような病気に見舞われるかは、チェルノブイリ大事故から 25 年たった今、予測可能になっています。故に、今回の収束の見通しのない原子力災害は、子どもたちの生命を守るために、戦中の疎開に匹敵する状況を呈していると言っても過言でないと考えます。

国の決定はどうかあれ、地方自治の精神にのっとり、全国知事会で福島の子どもたちの疎開を検討して、それぞれの県で福島の子どもたちの疎開を引き受けていただくよう、働きかけて下さい。

以上

【問合せ・連絡先】

富山市五福5369-3 宮崎さゆり

TEL&FAX 076-442-5215